

重要事項説明書

(指定訪問看護)

事業者：医療法人社団 盈進会

重要事項説明書

様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

(1) 事業者概要

事業者名	医療法人社団 盈進会
所在地	静岡市葵区本通西町39
連絡先	054-255-5514
代表者名	理事長 岡 慎一郎
法人設立年月日	平成25年11月1日

(2) 事業所の概要

事業所名	つどいのおか訪問看護ステーション
所在地	静岡市葵区本通西町39
連絡先	054-269-5031
管理者名	齋藤美咲
サービス種類	指定訪問看護
指定番号	4290400号(医療保険) 2264290400号(介護保険)
開設年月日	平成28年5月1日
サービス提供地域	静岡市葵区・駿河区(中山間地域を除く)

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3) 営業日・営業時間

平日	8:30 ~ 17:30
定休日	日曜日、GW(5月3~5日)及び年末年始(12月30日~1月3日)

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
看護師	看護師	4名(2名兼務)	1名	5名
理学療法士	理学療法士	3名(兼務)		3名
事務職員		1名(兼務)		1名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

疾病または負傷等にて居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

- 利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 訪問看護サービスの内容

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、療養上の世話、褥創の予防・処置、認知症患者の看護リハビリテーション、療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置等

(1) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料金

- (1) 利用料金として介護保険法第に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる割合負担時応じた費用にかかる額または健康保険法に規定する訪問看護療養費の支給対象となる割合負担に応じた費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。（別紙参照：つどいのおか訪問看護ステーション料金表）

(2) その他の利用料（消費税を含む金額）

※保険適応外の訪問看護は、30分当たり4,000円が全額自己負担となります。

保険適応外の自費については、営業時間外(8:30~17:30以外及び年末年始、GW、日曜日)に関しましては50%割増させていただきます。

※介護保険利用の場合、通常のサービス提供地域以外にお住いの方は、交通費として通常のサービス提供地域を超えた地点からの最短の道のりの往復距離数×50円が全額自己負担になります。

(通常のサービス提供地域は交通費がかかりません)

※医療保険利用の場合は、交通費として事業所からの距離数（最短の道のりの往復距離数）に応じた金額が全額自己負担になります。（料金表参照）

※死後の処置等をご希望され実施した場合は全額自己負担になります。（料金表参照）

※看護の内容によっては、処置等に必要な物品をご用意いただく場合があります。

(3) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日の朝までにご連絡がなかった場合	利用料の自己負担額

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルをされる場合は、至急事業所（054-269-5031）までご連絡ください。

医療保利用の場合は、交通費と利用料を頂きます。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日までに送付。または、翌月初回訪問日に持参いたします。翌月27日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(預金口座振替の場合、27日が引き落としとなります。27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

入金確認後、領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービス利用には、主治医の発行する訪問看護指示書が必要です。

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

お申し込みは、当事業所又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、お申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険利用でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除または休止

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・天災、災害、事業所設備の故障等その他やむを得ない理由により、サービス提供が困難になった場合は一時休止させて頂く場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄:)
	住所	
	連絡先	自宅: 携帯:
緊急連絡先 ①	氏名	(続柄:)
	住所	
	連絡先	自宅: 携帯:
緊急連絡先 ②	氏名	(続柄:)
	住所	
	連絡先	自宅: 携帯:

7 個人情報の保護、守秘義務について

職員又は、職にあった者は、職務中に知りえた秘密を洩らしません。
但し、事業所間での情報共有はこれに限りものではありません。
個人情報保護の基本方針については、別紙をご参照ください。

8 第三者評価の実施状況等について

実施の有無 なし

9 サービス内容に関する、相談、苦情窓口

利用者は、当事業所のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
利用者は当事業所に苦情を申し立てることにより、何ら差別処遇を受けません。

TEL：054-269-5031

担当者：_____ 齋藤 美咲 _____

受付時間：午前9：00～午後17：00

この他、静岡市や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることが出来ます。

国民健康保険団体連合会

TEL：054-253-5590

静岡市介護保険課（介護保険利用の場合のみ）

TEL：054-221-1377

10 虐待の防止について

(1)虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 齋藤美咲
-------------	----------

②虐待の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(2)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

【事業所】

指定訪問看護重要事項説明書に基づいて訪問看護サービスの提供に関する説明をしました。

所在地 静岡市葵区本通西町39

名称 つどいのおか訪問看護ステーション

説明者 齋藤 美咲 印

【ご利用者等】

指定訪問看護重要事項説明書に基づいて訪問看護サービス提供に関する説明を受けました。

介護保険利用者 同意欄

- ・ 緊急時訪問看護加算算定について (同意します 同意しません)
- ・ 個人情報については、利用目的の範囲内で使用することについて (同意します 同意しません)
- ・ 必要時、各種加算算定について (同意します 同意しません)

医療保険利用者 同意欄

- ・ 24時間対応体制加算について (同意します 同意しません)
- ・ 個人情報については、利用目的の範囲内で使用することについて (同意します 同意しません)
- ・ 必要時、各種加算算定について (同意します 同意しません)
- ・ 必要時、居住地の市町村・保健福祉センター・入院時等に訪問看護に関する情報を提供することについて (同意します 同意しません)

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

つどいのおか訪問看護ステーション利用料金表
【介護保険】

訪問看護

サービス所要時間	単位数	1割負担の目安
20分未満	314単位	327円
30分未満	471単位	490円
30分以上1時間未満	823単位	857円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1175円

訪問リハビリ

サービス所要時間	単位数	1割負担の目安
20分（1回）	294単位	306円
40分（2回）	588単位	612円
1日3回以上1回につき	265単位	276円

介護予防 訪問看護

サービス所要時間	単位数	1割負担の目安
20分未満	303単位	315円
30分未満	451単位	469円
30分以上1時間未満	794単位	827円
1時間以上1時間30分未満	1090単位	1135円

介護予防 訪問リハビリ

サービス所要時間	単位数	1割負担の目安
20分（1回）	284単位	295円
40分（2回）	568単位	591円
1日3回以上1回につき	142単位	147円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

サービス内容	単位数	1割負担の目安
定期巡回訪看（1か月）	2,961単位	3,085円
定期巡回訪看・5（1か月）	3,761単位	3,918円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※静岡市の1単位当たりの単価は10.42円です。
自己負担金額は、上記単位数に10.42円と介護保険負担割合を掛けた料金になります。

※夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)は25%、深夜(22時～翌朝6時)は50%が
上記該当金額に加算されます。

※上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービスの提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。なお、計画時間とサービス提供時間が大幅に異なる場合は利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更への助言を行うとともに訪問看護計画の見直しをします。

※准看護師が訪問した場合は、所定の単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型)の場合、月の途中から開始又は終了した場合は日割り計算となります。

○サービスの加算料金

加算項目		単位数	1割負担の目安
初回加算（Ⅰ）		350単位	364円
初回加算（Ⅱ）		300単位	312円
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）		500単位	521円
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）		250単位	260円
専門管理加算（1月につき）		250単位	260円
口腔連携強化加算（1月につき）		50単位	52円
緊急時訪問看護加算（1月につき）※1	Ⅰ1	600単位	625円
	Ⅱ2	574単位	598円
ターミナルケア加算		2500単位	2605円
複数名訪問加算（Ⅰ）	所要時間30分未満の場合	254単位	264円
	所要時間30分以上の場合	402単位	418円
複数名訪問加算（Ⅱ）	所要時間30分未満の場合	201単位	209円
	所要時間30分以上の場合	317単位	330円
長時間訪問看護加算※2		300単位	312円
退院時共同指導加算		600単位	625円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	260円
看護体制強化加算（Ⅰ）		550単位	573円
看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	208円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ1）（1回につき）		6単位	6円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ1）（1回につき）		3単位	3円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ2）（1月につき）		25単位	26円

※1

ご契約の方は、24時間365日対応します。

緊急時訪問看護加算への同意がなく居宅サービス計画以外の訪問看護を利用された場合のサービス利用料金は、事業者が別に設定し、利用者の全額自己負担となります。

24時間365日対応体制において看護業務の取り組みがある場合は（Ⅰ）を、無い場合は（Ⅱ）を算定します。

※2

長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

- ◇1時間30分を超えて訪問看護を希望される場合（但し長時間訪問看護加算が保険適用となる方については、保険適用を超えた場合は、長時間利用料として30分あたり4,000円の差額利用料が全額自己負担となります）。

※ 初回加算Ⅰは、新規で退院日に訪問し訪問看護計画を作成した場合に算定します

初回加算Ⅱは、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。（介護保険の場合のみ）

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 看護強化加算Ⅰ・Ⅱは一定の要件を満たした場合に算定しますが、満たさなかった場合は算定しない月もあります

※ サービス提供加算Ⅰ・Ⅱは一定の要件を満たした場合に算定します

つどいのおか訪問看護ステーション利用料金表

【医療保険】

項目	基本料金	1割負担の目安	
訪問看護基本療養費Ⅰ ※1 (1日1回につき) (月1回)	週3日目まで 准看護師	5550円 5050円	560円 505円
	週4日目以降 准看護師	6550円 6050円	660円 610円
	PT・OT	5550円	560円
	専門性の高い看護師	12850円	1290円
訪問看護基本療養費Ⅱ ※1 (2人まではⅠと同じ)	週3日目まで(3人以上)	2780円	280円
	週4日目以降(3人以上)	3280円	330円
	PT・OT	2780円	280円
	専門性の高い看護師	12850円	1290円
訪問看護基本療養費Ⅲ(一時外泊)	8500円	850円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4250円	430円
	週3日目まで30分以上	5550円	560円
	週4日目以降30分未満	5100円	510円
	週4日目以降30分以上	6550円	660円
訪問看護管理療養費 ※2 (1日1回につき)	機能強化型1	13230円	1320円
	機能強化型2	10030円	1000円
	機能強化型3	8700円	880円
	機能強化型以外	7670円	770円
	2日以降		
	訪問看護管理療養費1	3000円	300円
	訪問看護管理療養費2	2500円	250円
訪問看護療養費(1日1回につき) 乳幼児加算(3歳未満) 幼児加算(3歳以上6歳未満)	1500円	150円	
情報提供療養費(月1回)	1500円	150円	
訪問看護ターミナルケア療養費	25000円	2500円	
ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)	780円	80円	

※1 訪問看護基本療養費

PT: 理学療法士

OT: 作業療法士

専門性の高い看護師: 緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師

(皮膚・排泄ケア特定認定看護師)

※2 訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費1は、医療依存度の高い利用者に対する訪問看護の実績がある場合に算定します。

訪問看護管理療養費2は、同一建物居住者が7割を占める場合に算定します。

○サービスの加算料金

加算項目		基本料金	1割の目安	
複数名訪問加算	*2人まで	看護師・療法士(週1日)	4500円	450円
		准看護師(週1日)	3800円	380円
		その他補助者(週3日)	3000円	300円
	*3人以上	看護師・PT・OT	4000円	400円
		准看護師	3400円	340円
		その他補助者	2700円	270円
難病等複数回訪問加算		1日2回訪問	4500円	450円
		1日3回以上の訪問	8000円	800円
早朝夜間加算		6-8時・18時-22時	2100円	210円
深夜加算		22時-6時	4200円	420円
24時間対応体制加算 ※1	イ		6800円	680円
	ロ		6520円	660円
特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)			5000円	500円
特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)			2500円	250円
専門管理加算(1月につき)			2500円	250円
緊急訪問看護加算(1回) ※2		イ 14日目まで	2650円	265円
		ロ 15日目以降	2000円	200円
長時間訪問看護加(週1回まで) *厚生労働省が定める状態の場合週3回まで			5200円	520円
退院時共同指導加算			8000円	800円
退院時支援指導加算(退院時) (退院時 長時間の際)			6000円	600円
			8400円	840円
特別管理指導加算			2000円	200円
在宅患者連携指導加算(月1回に限り)			3000円	300円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 (月2回に限り)			2000円	200円
看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)			2500円	250円
訪問看護医療DX情報活用加算 (1月につき)			50円	5円

※1

24時間対応体制加算について

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

24時間対応体制において看護業務の取り組みが有る場合は(イ)を、無い場合は、(ロ)を算定します。

※2

緊急訪問加算について

利用者や家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問をした場合

(イ) 14日目まで、(ロ) 15日目以降を算定します。

※ 在宅患者連携指導加算は、診療を訪問実施している医療機関・薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行なった場合に加算します。

※ 在宅患者緊急時カンファレンス加算は、利用者の急変や診療方針の変更等の際に、診療等を行う医療関係各種が一堂に会し、カンファレンスを行うことにより診療方針を情報共有した上で療養上の指導を行った場合に加算します。

差額利用料

※ 90分を超えて訪問看護を希望される場合（但し長時間訪問看護加算が保険適用となる方については、保険適用を超えた場合）は、長時間利用料として30分あたり4,000円の差額利用料が全額自己負担となります。

※ 医療保険適用で、サービス提供時間外及び休業日に訪問看護を希望される場合（ただし夜間早朝・深夜加算の保険適用分を超えた場合）は、時間外利用料として1回あたり4,000円の差額利用料が全額自己負担となります。

※ 准看護師が訪問した場合は、所定の単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

その他の利用料

・ 医療保険利用の交通費：事業所からの道のりの往復距離数×50円が全額自己負担

～1キロまで	往復：100円	～6キロまで	往復：600円
～2キロまで	往復：200円	～7キロまで	往復：700円
～3キロまで	往復：300円	～8キロまで	往復：800円
～4キロまで	往復：400円	～9キロまで	往復：900円
～5キロまで	往復：500円	～10キロまで	往復：1000円

・ 医療保険利用の駐車場代金：実費駐車場代を請求させていただきます。

【訪問看護利用時の料金目安】

* 介護保険で利用した場合

週1回で訪問看護利用（1割負担の場合）4回（60分未満）／月	24時間対応の加算を付けた場合
訪問看護利用料	857円×4＝3428円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	625円×1＝625円
サービス提供体制強化加算ⅡⅠ	3円×4＝12円
初回加算Ⅱ（開始月のみ）	312円×1＝312円
	<u>計 4,377円</u>

* 医療保険で利用した場合

週1回で訪問看護利用（1割負担の場合）4回（60分程度）／月	24時間対応の加算を付けた場合
1回目 訪問看護管理療養費	770円×1＝770円
2回目以降 訪問看護管理療養費Ⅰ	300円×3＝900円
訪問看護訪問看護基本療養費Ⅰ	560円×4＝2240円
24時間対応体制加算（イ）	680円×1＝680円
ベースアップ評価料	80円×1＝80円
訪問看護医療DX情報活用加算	5円×1＝5円
交通費（実費：上記参照）	
駐車場がない場合駐車場代	<u>計 4,675円＋交通費＋駐車場代</u>

その他、病状や状態により各種加算が追加される場合があります。

各種加算について

介護・医療保険共通の加算

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下記のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流(かんりゅう)指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 専門管理加算は、専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行なった場合に加算します。

- ・悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行なっている利用者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者
- ・人工肛門もしくは人工膀胱を造設しているもので管理が困難な利用者
- ・手順書加算を算定する利用者

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅及び施設で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めた状態
認知症を除く精神疾患の場合、入院中の一時的な外泊

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。

介護保険の場合：退院時共同指導加算を算定した場合は初回加算を算定しません。

【在宅及び施設で看取りを行った場合】

〈死後の処置及び利用料について〉

- ・ご希望があれば死後の処置を訪問看護師が行います。
- ・主治医が死亡診断書へ記入した死亡時刻が、訪問看護師の到着時刻より前の場合は、死後の処置料(10,000円)+保険適応外の自費を徴収させていただきます。
- ・訪問看護師等到着後に死亡確認をされた場合は、訪問看護基本療養費+死後の処置料(10,000円)を徴収させていただきます。
- ・死後の処置を行わない場合でもオムツ交換等のケアを行った時は保険適応外の自費を徴収させていただきます。
- ・保険適応外の自費及び死後の処置料については、営業時間外(8:30~17:30以外及び年末年始、GW、日曜日)に関しましては50%割増させていただきます。
- ・ターミナルケア療養費として保険割合に応じて2,500円~7,500円徴収させていただきます。
(各種加算についてのターミナルケア加算参照)